

令和7年度 指導監査方針

(1) 指導監査事項

社会福祉法人・施設、実施機関の指導監査における重点指導は、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省発出の各通知に基づき行う。

① 社会福祉法人関係

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発第427号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

〔最終改正〕 令和4年3月14日 子発0314第2号 社援発0314第6号 老発0314第3号

② 老人福祉施設関係

「老人福祉施設に係る指導監査について」（令和3年11月15日老発1115第4号厚生労働省老健局長通知）

〔最終改正〕 令和6年7月4日 老発0704第8号

③ 児童福祉施設等関係

「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号厚生労働省児童家庭局長通知）

〔最終改正〕 令和5年3月31日 子発0331第14号

④ 障がい者支援施設関係

「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

〔最終改正〕 令和6年8月30日 障発0830第3号 こ支障第206号

⑤ 保護施設関係

「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日社援第2395号厚生労働省社会・援護局長通知）

〔最終改正〕 令和2年6月29日 社援発0629第1号

「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」（平成24年3月26日社援発0326第4号厚生労働省社会・援護局長通知）

〔最終改正〕 令和7年3月31日 社援発0331第16号

⑥ 経理関係

「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）

〔最終改正〕 令和3年11月12日 厚生労働省令第176号

(2) 重点指導項目

○法人運営

- ・理事会及び評議員会の開催手続き及び実施状況

○施設運営

- ・労働基準法等の関係法規は遵守されているか。
(法定休日、労使協定の遵守、割増賃金の支給等)
- ・職員配置に係る最低基準は遵守されているか。

○経理

- ・社会福祉法人新会計基準に基づき適切な処理が行われているか。
- ・介護報酬、運営費等は適正に執行され、特別の利益供与に当たる支出はないか。
- ・保育所委託費は適正に使用され、支出対象外経費に支出されていないか。

○利用者処遇等

【高齢者関係】

- ・重点指導項目なし（「老人福祉施設指導監査方針（利用者処遇）」に基づき指導を行う）

【障がい者関係】

- ・福岡市日中活動系・居住系障がい福祉サービス事業者等指導実施方針の重点項目

【児童福祉施設関係】

- ・利用者への対応に関する記録・管理の状況の確認
- ・加算職員の稼働記録・管理の状況の確認
- ・衛生管理（感染症、食中毒の発生、まん延防止等）の状況の確認
- ・必要な栄養所要量が確保されているかの確認
- ・事故発生防止の取組み

【生活保護関係】

- ・入所者の処遇が適切に確保されているか（人権擁護及び虐待防止の取組状況の確認）。
- ・入所者の個別の状況等を考慮し、自立への援助が行われているか。
- ・業務継続計画が策定されているか。

【その他】

- ・市補助金は適正に執行されているか。

(3) 指導監査の実施等

①実施方法

本市が所管する法人及び施設については、法人監査と施設監査を同時に実施する。また、前回の指導監査等において指摘事項が多い法人・施設については、指導監査班（監査従事職員）の増員等、法人・施設の状態に応じた態勢を整えて実施する。

なお、前回の監査結果が優良である法人・施設については、周期の延長による法人監査や、書面による施設監査を取り入れることで、より効率的な監査を行っていく。

②確認監査、特別指導監査の実施

指摘事項が多く重大な改善事項がある法人・施設については、必要に応じて定期指導監査とは別に確認監査を行い、是正・改善状況を確認する。また、不祥事の発生等で必要と認められる場合には特別指導監査を実施し、法人・施設の状態を把握して善後策を講じる。